

○厚生労働省令第三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十三条第一項、第五十四条第三項及び第五十六条第一項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第三十二条第一項及び第三十三条第一項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定）</p> <p>第二十六条の二 令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。</p> <p>（支給認定の申請等）</p> <p>第三十五条 法第五十三条第一項の規定に基づき支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（精神通院医療（令第一条の</p>	<p>（令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定）</p> <p>第二十六条の二 令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第六項とする。</p> <p>（支給認定の申請等）</p> <p>第三十五条 法第五十三条第一項の規定に基づき支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（精神通院医療（令第一条の</p>

二第三号に規定する精神通院医療をいう。
以下同じ。に係る自立支援医療費の支給に
関しては、都道府県とする。以下「市町村
等」という。に提出しなければならない。
一 当該申請に係る障害者等の氏名、居
住地、生年月日、個人番号及び連絡先
二〇十 (略)
二〇四 (略)
二〇五 (略)
二・三 (略)

二第三号に規定する精神通院医療をいう。
以下同じ。に係る自立支援医療費の支給に
関しては、都道府県とする。以下「市町村
等」という。に提出しなければならない。
一 当該申請に係る障害者等の氏名、居
住地、生年月日、個人番号及び連絡先
二〇十 (略)
二〇四 (略)
二〇五 (略)
二・三 (略)

二第三号に規定する精神通院医療をいう。
以下同じ。に係る自立支援医療費の支給に
関しては、都道府県とする。以下「市町村
等」という。に提出しなければならない。
一 当該申請に係る障害者等の氏名、性
別、居住地、生年月日、個人番号及び
連絡先
二〇十 (略)
二〇四 (略)
二〇五 (略)
二・三 (略)

二第三号に規定する精神通院医療をいう。
以下同じ。に係る自立支援医療費の支給に
関しては、都道府県とする。以下「市町村
等」という。に提出しなければならない。
一 当該申請に係る障害者等の氏名、性
別、居住地、生年月日、個人番号及び
連絡先
二〇十 (略)
二〇四 (略)
二〇五 (略)
二・三 (略)

（医療受給者証の再交付の申請）
第四十八条 令第三十三条第一項の規定に基
づき申請をしようとする支給認定障害者等
は、第一号に掲げる事項を記載した申請書
を、市町村等に提出しなければならない。
ただし、当該申請を行う支給認定障害者等
が当該支給認定障害者等に係る第二号に掲
げる書類を提示した場合の申請書について
は、当該支給認定障害者等の個人番号（当
該支給認定に係る障害者等が障害児の場合
の申請書については、当該障害児の個人番
号も含む。）を記載することを要しない。
一 次に掲げる事項
イ 当該支給認定に係る障害者等の氏
名、居住地、生年月日、個人番号及び
連絡先
ロ・ハ (略)
二 (略)
二〇五 (略)

（医療受給者証の再交付の申請）
第四十八条 令第三十三条第一項の規定に基
づき申請をしようとする支給認定障害者等
は、第一号に掲げる事項を記載した申請書
を、市町村等に提出しなければならない。
ただし、当該申請を行う支給認定障害者等
が当該支給認定障害者等に係る第二号に掲
げる書類を提示した場合の申請書について
は、当該支給認定障害者等の個人番号（当
該支給認定に係る障害者等が障害児の場合
の申請書については、当該障害児の個人番
号も含む。）を記載することを要しない。
一 次に掲げる事項
イ 当該支給認定に係る障害者等の氏
名、性別、居住地、生年月日、個人番
号及び連絡先
ロ・ハ (略)
二 (略)
二〇五 (略)

附則
この省令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、本則中第二十六条の二の改正規定は、公布の日から施行する。